

多度第 2 工業団地運営に係る

事後調査報告書

- 平成 22 年度・供用後 9 年目 -

平成 23 年 3 月

桑 名 市

目 次

はじめに	1
第 1 章 公害の防止に係る項目	2
第 1 節 水質汚濁	2
1. 調査内容	2
(1) 調査項目	2
(2) 調査時期	2
(3) 調査範囲及び地点	2
(4) 調査方法	2
2. 調査結果	4
第 2 節 騒 音	5
1. 調査内容	5
(1) 調査項目	5
(2) 調査時期	5
(3) 調査範囲及び地点	5
(4) 調査方法	5
2. 調査結果	7
第 3 節 振 動	8
1. 調査内容	8
(1) 調査項目	8
(2) 調査時期	8
(3) 調査範囲及び地点	8
(4) 調査方法	8
2. 調査結果	9

はじめに

本報告書は、多度第 2 工業団地運営に当たって、公害の防止及び自然環境の適正な保全のために、当該事業に係る環境影響評価において示された事後調査の事項のうち、供用後 9 年目に係る水質汚濁、騒音、振動についての調査を株式会社東海テクノが実施し、取りまとめたものである。

< 事業者 >

三重県桑名市中央町 2 丁目 37 番地
桑名市長 水 谷 元

< 名称等 >

多度第 2 工業団地造成事業
工業団地の造成事業
294,075 m²

< 事業実施区域 >

三重県桑名市多度町御衣野、下野代地内

< 事業の状況 >

平成 12 年 5 月に造成工事に着手し、第 1 工区が平成 13 年 7 月に、第 2 工区が平成 14 年 6 月に、第 3 工区が平成 16 年 7 月に完成しており、平成 20 年 3 月現在、9 社が稼働している。

< 調査委託機関 >

三重県四日市市午起 2 丁目 4 番 18 号
株式会社 東海テクノ
代表取締役 市田淳一

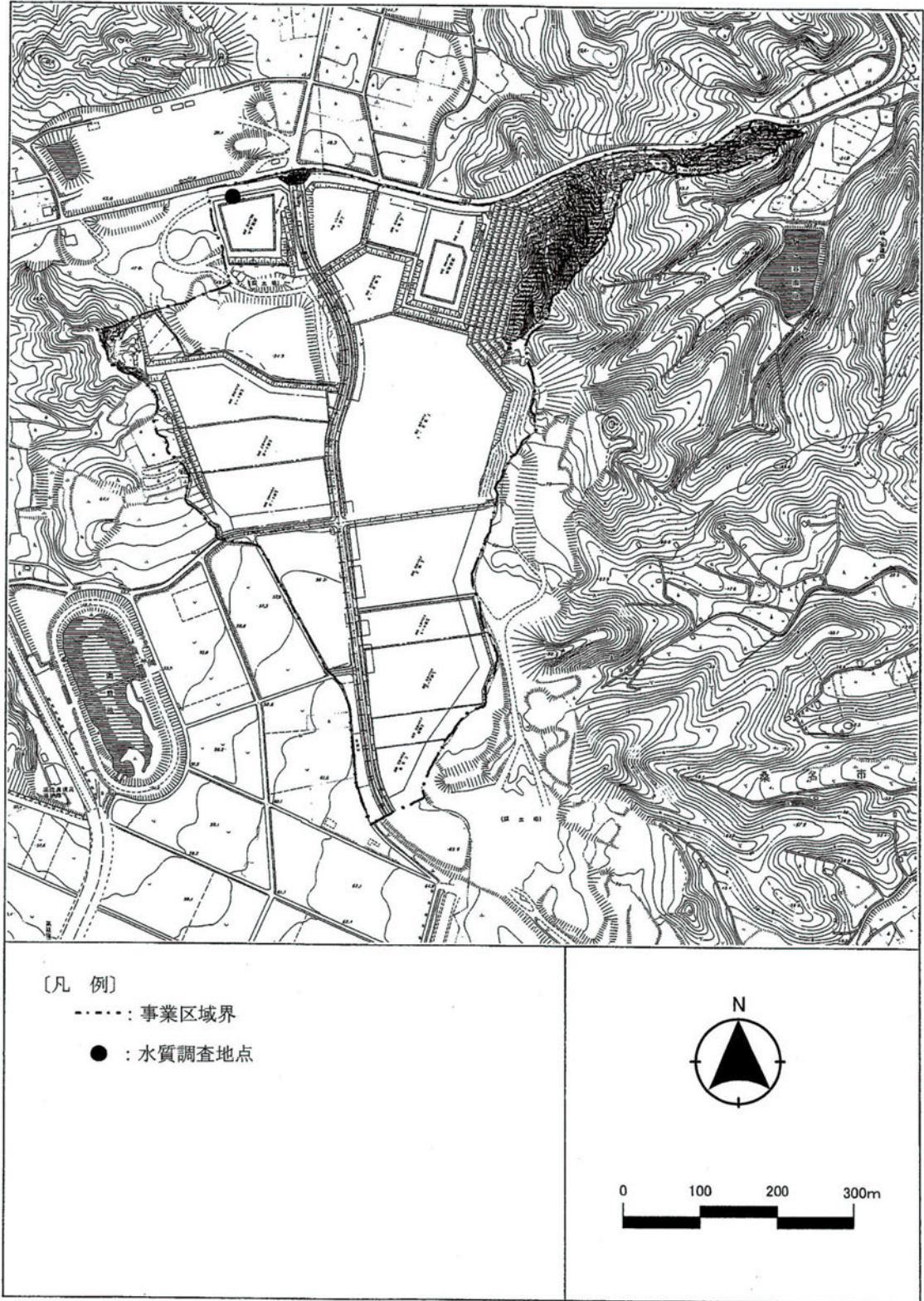


图 1-1 水質調査地点

第 1 章 公害の防止に係る項目

工業団地供用に伴い、導入企業からの排水による水質への影響及び施設稼働による騒音、振動の影響を監視するため、放流水出口における水質及び工業団地敷地境界における騒音レベル、振動レベルについて、それぞれ以下に示す現地調査を実施した。

第1節 水質汚濁

1.調査内容

(1) 調査項目

調査項目は、表 1 - 1 に示す項目とした。

(2) 調査時期

調査時期は、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで月 1 回、計 12 回とした。なお、個別の調査年月日は表 1 - 2 に示す。

(3) 調査範囲及び地点

調査の対象範囲は、本工業団地からの放流水出口とした。
調査地点の位置を図 1 - 1 に示す。

(4) 調査方法

調査地点において必要量を採水して持ち帰り、分析に供した。
分析方法は、表 1 - 1 に示すとおりである。

表 1 - 1 水質調査項目及び測定・分析方法

調 査 項 目	単 位	測定・分析方法	定量下限値
水素イオン濃度(pH)	-	JIS K0102 12.1	-
浮遊物質量(SS)	mg/	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8	2
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/	JIS K0102 21	1
化学的酸素要求量(COD)	mg/	JIS K0102 17	1
全窒素(T - N)	mg/	JIS K0102 45.2	0.5
全磷(T - P)	mg/	JIS K0102 46.3.1	0.05
大腸菌群数	個/m	昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号第 6 条別表 1	10
ルルハキ抽出物質	mg/	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 4	0.5

2. 調査結果

調査結果を表 1 - 2 に示す。

pH は 7.1 ~ 8.6 の範囲、SS は 4mg/ ~ 31mg/ の範囲、BOD は 4mg/ ~ 69 mg/ の範囲、COD は 15 mg/ ~ 59 mg/ の範囲にあった。また、T - N は 4.4 mg/ ~ 96 mg/ の範囲、T - P は 0.31 mg/ ~ 8.0 mg/ の範囲、大腸菌群数は 10 個/m 未満 ~ 5.0×10^3 個/m の範囲、ルルハサ抽出物質は 0.5 mg/ 未満 ~ 3.1 mg/ の範囲にあった。

表 1 - 2 水質調査結果

項目 単位 調査年月日	pH	SS	BOD	COD	T - N	T - P	大腸菌群数	ルルハサ抽出物質
	- /	mg/	mg/	mg/	mg/	mg/	個/m	mg/
H22.4.22	8.1/20	5	9	15	18	1.7	10 未満	0.5
H22.5.20	8.1/25	14	30	34	37	5.4	18	0.6
H22.6.17	8.2/25	7	36	38	11	0.77	5.0×10^3	1.7
H22.7.22	7.7/27	8	26	18	4.4	0.93	1.4×10^3	0.5 未満
H22.8.20	7.9/28	21	69	59	14	1.6	4.5×10^2	3.1
H22.9.21	7.1/23	8	38	30	16	3.8	9.3×10^2	0.6
H22.10.21	8.0/25	7	22	17	10	0.31	10 未満	0.5 未満
H22.11.18	8.6/20	10	6	48	16	3.2	3.6×10^2	0.5 未満
H22.12.21	7.9/21	31	34	48	96	8.0	9.0×10^2	0.5 未満
H23.1.18	8.0/18	4	10	19	9.3	1.8	10 未満	2.7
H23.2.17	8.3/21	26	4	17	20	2.3	10 未満	0.5 未満
H23.3.9	8.4/20	14	8	19	15	1.9	10 未満	0.5 未満

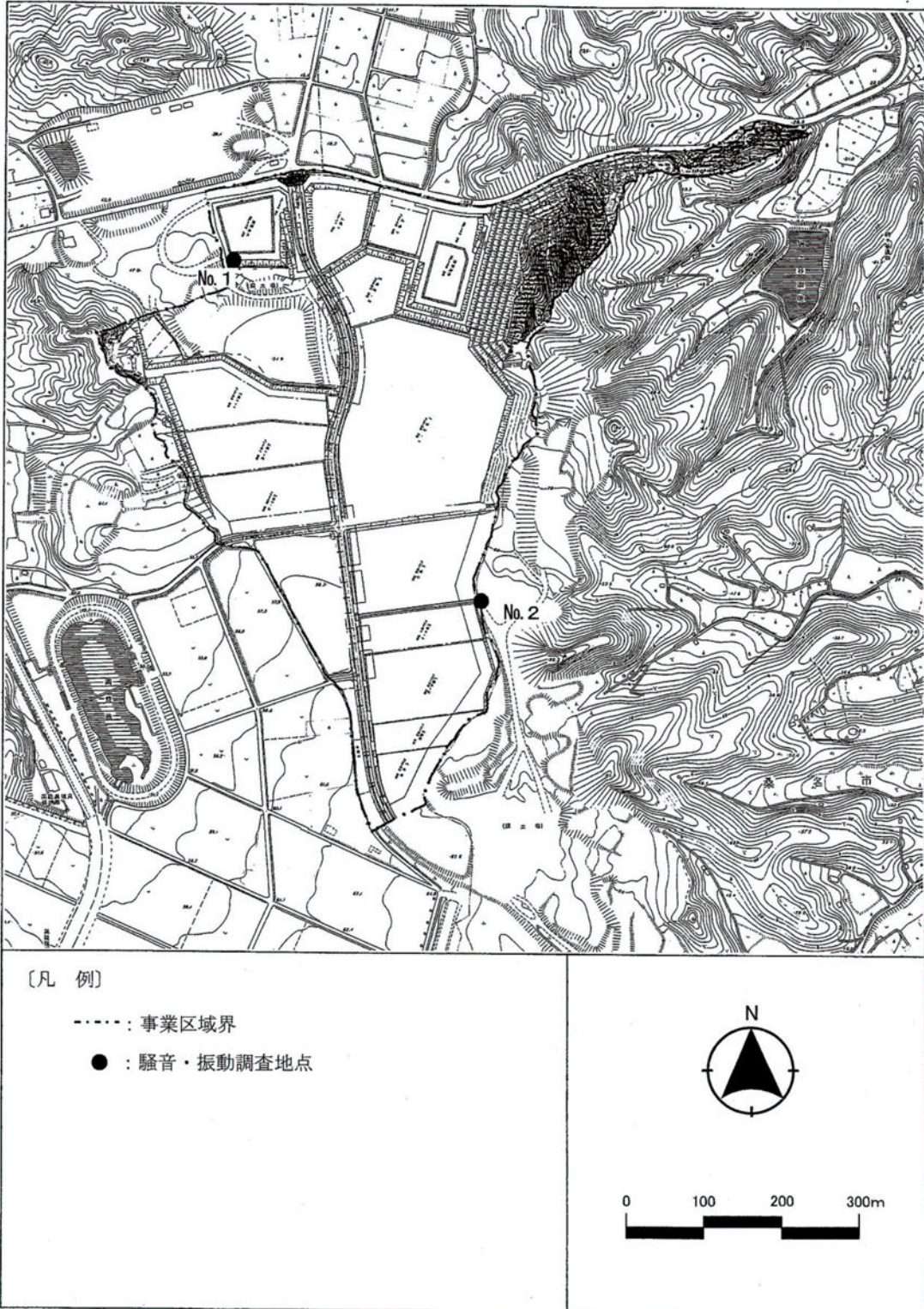


図 1 - 2 騒音・振動調査地点

第2節 騒音

1.調査内容

(1) 調査項目

調査項目は、騒音レベルとした。

(2) 調査時期

調査時期は、以下のとおりとした。

調査日：平成 22 年 5 月 14 日、平成 22 年 11 月 29 日(朝、昼間、夕、夜間各 1 回の計 4 回)

(3) 調査範囲及び地点

調査の対象範囲は本工業団地の敷地境界とし、調査地点は 2 地点とした。

調査地点の位置を図 1 - 2 に示す。

(4) 調査方法

騒音レベルの測定は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)の定めに基づき、JIS Z 8731 に定める騒音レベルの測定方法に準じて行い、測定記録の読み取り、データ処理をして騒音レベルを求めた。

2. 調査結果

各調査地点における調査結果を表 1 - 3 に示す。

本工業団地は工業専用地域内であるが、工業地域に係る騒音の排出基準を遵守することとしている。

調査の結果、調査地点 No.1 では 2 日間とも全ての時間帯で工業地域に係る騒音の排出基準に適合していた。

表 1 - 3 騒音調査結果

(単位：dB(A))

調査地点	調査年月日	測定時刻	調査結果	時間区分	排出基準 (工業地域)	
					基準値	適合有無
No.1	平成 22 年 5 月 14 日	7:03	45	朝	65	
		13:06	52	昼間	70	
		19:22	45	夕	65	
		22:02	41	夜間	60	
	平成 22 年 11 月 29 日	7:00	46	朝	65	
		13:21	45	昼間	70	
		19:16	47	夕	65	
		22:02	40	夜間	60	
No.2	平成 22 年 5 月 14 日	7:30	53	朝	65	
		13:41	55	昼間	70	
		20:03	54	夕	65	
		22:34	52	夜間	60	
	平成 22 年 11 月 29 日	7:33	50	朝	65	
		13:47	54	昼間	70	
		19:48	53	夕	65	
		22:33	54	夜間	60	

第3節 振 動

1.調査内容

(1) 調査項目

調査項目は、振動レベルとした。

(2) 調査時期

調査時期は、以下のとおりとした。

調査日：平成 22 年 5 月 14 日、平成 22 年 11 月 29 日(昼間、夜間各 1 回の計 2 回)

(3) 調査範囲及び地点

調査の対象範囲は本工業団地の敷地境界とし、調査地点は 2 地点とした。

調査地点の位置は騒音調査地点と同じとした(図 1 - 2)。

(4) 調査方法

振動レベルの測定は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に準じて行い、測定記録の読み取り、データ処理をして振動レベルを求めた。

2. 調査結果

各調査地点における調査結果を表 1 - 4 に示す。

本工業団地は工業専用地域内であるが、工業地域に係る振動の排出基準を遵守することとしている。

調査の結果、2 地点共、工業地域に係る振動の排出基準に適合していた。

表 1 - 4 振動調査結果

(単位：dB)

調査地点	調査年月日	測定時刻	調査結果	時間区分	排出基準 (工業地域)	
					基準値	適合有無
No.1	平成 22 年 5 月 14 日	13:06	30 未満	昼間	65	
		19:22	30 未満	夜間	60	
	平成 22 年 11 月 29 日	13:21	30 未満	昼間	65	
		19:16	30 未満	夜間	60	
No.2	平成 22 年 5 月 14 日	13:41	30 未満	昼間	65	
		20:03	30 未満	夜間	60	
	平成 22 年 11 月 29 日	13:47	30	昼間	65	
		19:48	30 未満	夜間	60	